

事務連絡
令和3年4月26日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえたがん検診における対応について
(周知、依頼)

緊急事態宣言下における各種健診等の取扱いについては、令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」の「第3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について」に示しているため、これを踏まえ適切に対応いただくようお願いするよう、令和3年4月23日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた各種健診等における対応について」において示しているところであるが、加えて、がん検診については、下記の点について、ご理解の上適切な体制を確保いただくようお願いする。

記

1 健康増進法に基づくがん検診について

○ 基本的な考え方

- がん検診の必要性については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）に基づく検診が、がんによる死亡率を減少させる効果があることから、指針に示されている検診間隔で実施いただくことが望ましい。従って、がん検診については、緊急事態宣言区域において自粛が求められている「不要不急の外出」にはあたらないものと考えられる。
- 一方で、単位時間あたりの各施設における検診実施数については、「三つの密」を避ける観点から一定程度以下に抑える必要がある。そのため、緊急事態宣言下においても、「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」（以下「ガイドライン」という。）等を踏まえた適切な感染防止策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止に留意しつつも、指針に基づくがん検診を着実に実施することが望ましい。

- また、実施にあたっては、以下の点についても留意していただきたい。
 - ・ 指針において2年に1回とされている検診について、本来昨年度に受診するべきであったが、受診できていない者についても対象とする等、受診間隔が空き過ぎないように柔軟な対応をすること。
 - ・ 指針において2年に1回とされている検診について、毎年受診する体制としている自治体においては、真に検診が必要な者に限定することも検討すること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症下においても必要な体制を確保しつつ、がん検診受診率50%の目標に向けて取り組むこと。

(参考) 令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000633977.pdf>

2 がん検診の場で、クラスターが発生した事例の収集について

ガイドライン等を参考に、検診を実施したにも関わらず、クラスターが発生することもありうる。検診の場における感染のリスクの高い場所を把握し、必要に応じてガイドラインへの反映をするなど、他の検診の場においても感染の拡大を防止するために、がん検診の場でクラスターが発生した事例について、各自治体においても積極的に把握いただき、以下の報告先まで報告いただきたい。報告は随時とするが、これまでに発生した事例についてもあれば、分かる範囲で報告いただきたい。

○ 報告の基準、内容について

- ・ 同一の検診会場にて、同時に複数名の感染があった場合を念頭に、保健所から検診実施者に積極的疫学調査への協力要請があるような場合について、幅広く報告をしていただきたい。
- ・ その際の報告事項は、把握できた感染者数（概数でも可）、感染拡大の要因（保健所による指導があればその内容、なければ検診実施者の考える要因で可）、またそれに対する対応策、担当者の連絡先とする。
- ・ 必要に応じて追って問い合わせをすることがあるので、その際は協力をお願いしたい。
- ・ 対象は、がん検診を基本とするが、他の健康診査や検診などと明確に区分する必要はなく、類似のものであっても積極的に報告されたい。

<問い合わせ先・報告先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

TEL 03-5253-1111 (内線 3826, 4604)

FAX 03-3595-2193

mail mhlw-cancer@mhlw.go.jp